

(草案)

府中市農業公園の整備に係る基本方針

～「市民の笑顔をつくりだす 新しい府中の農業」の実現に向けて～

【目次】

第 1	策定の趣旨	… 1 頁
第 2	基本理念	… 3 頁
第 3	設置する農業公園の特徴	
1	農業公園の立地	… 4 頁
2	特色ある農業公園づくり	… 5 頁
第 4	与条件の整理	…別紙
第 5	分析評価・課題の整理	… //
第 6	基本方針	… //
第 7	農業公園の整備・開設に向けて	
1	開設までのスケジュール	… 6 頁
2	ワークショップの実施	… 6 頁

第 1 策定の趣旨

本市では、平成 26 年度を初年度とする第 6 次府中市総合計画の基本目標の一つである「人を魅了するにぎわいと活力のあるまち」の基本施策として、都市農業の育成を掲げており、その実現のために実施すべき施策を示した第 3 次府中市農業振興計画（以下、「農業振興計画」といいます。）を平成 27 年 1 月に策定しました。

農業振興計画に掲げる将来像の「市民の笑顔をつくりだす新しい府中の農業」の実現に当たっては、都市農業をとりまく環境が変化するなかで、市民が“農”に対して理解を深め、身近な自然、地域文化、ともに暮らす農業者とふれあうことが、本市のまちづくりや農業の将来にとって重要であるとの認識のもと、基本方針の一つとして「ふれあい農業の推進」を掲げ、農地・農業を通じた地域コミュニティが活性化されるような施策を進めていくこととし、そうした新たな取り組みの一つとして、市民と農業とのふれあい等を目的とした公園（以下、「農業公園」といいます。）の開設を農業振興計画上に位置づけています。

本方針は、こうした農業公園の整備・開設に向け、本市の基本的な方向性を定める方針として策定するものです。

【参考：本市の行政計画における農業公園の位置づけ】

▼第6次府中市総合計画

施策77「農業とふれあう機会の拡充」において、施策の方向性を「農業公園を開設し、市民が農業とふれあう場を確保します」と掲げています。

▼第3次府中市農業振興計画

農業振興の基本方針「ふれあい農業の推進」の施策に「農業公園の開設」を掲げ、「農業者の協力を得て行う体験講座は、その農業者の作付け計画等により実施場所を毎年検討しています。同じ場所で継続的に体験講座や研修が実施できるよう、現在市の所有地になっている農地の中で農業公園の設置を進めます。設置に当たっては、市民や農業者の意見を参考にし、あわせて体験講座の実施方法も検討していきます」としています。

▼府中市緑の基本計画2009

基本目標1「緑の保全・活用」～歴史・文化をかもし 生き物と共生する 緑のまち～の基本方針2「ふるさとを感じる緑を守り、生かします」の施策5「農地の保全・活用」において「地域の農村文化の継承や、農業従事者の協力による農業知識・技術習得など、土とふれあい農業体験ができる「農」をテーマとした農業公園の整備を検討します」と掲げています。

▼第2次府中市環境基本計画

基本方針1「水と緑が豊かにあるまちを目指します」の市の環境施策の「農地の保全」において「農業公園の設置を進めます」と掲げています。

第2 基本理念

農業振興計画に掲げる将来像「市民の笑顔をつくりだす新しい府中の農業」を実現するための取組の一つであることを踏まえ、次のとおり基本理念を定めます。

論点① 基本理念の設定

【基本理念（案）】

- ① <市民の笑顔をつくりだす視点>
市民が“農”とふれあい、笑顔になれる施設を目指します。
- ② <地域コミュニティをつくる視点>
市民と協働し、農地・農業を通じて地域コミュニティの輪が広がる施設を目指します。
- ③ <都市農業をPRする視点>
農業者が守り育ててきた都市農業の魅力や必要性を多くの人に発信できる施設を目指します。

第3 設置する農業公園の特徴

1 農業公園の立地

農業公園を設置する場合には、1か所に大規模な施設を配置する「集中型」と、数か所に小規模～中規模の施設を配置する「分散型」とが考えられます。

それぞれのメリット・デメリットは次のとおりです。

	メリット	デメリット
集中型	大規模であるため体験農園や直売所、駐車場など様々な機能を盛り込むことが可能。	○身近に利用できる市民は限定される。 ○用地の確保が困難。
分散型	○市民は身近な農業公園を選択して利用することができる。 ○集中型に比べ用地の確保が容易。	スペースの制約から盛り込める機能は限られる（直売所や駐車場など農地以外の機能の確保は困難）。

論点② 本方針の前提(「集中型」か「分散型」か他)

【市の考え方】

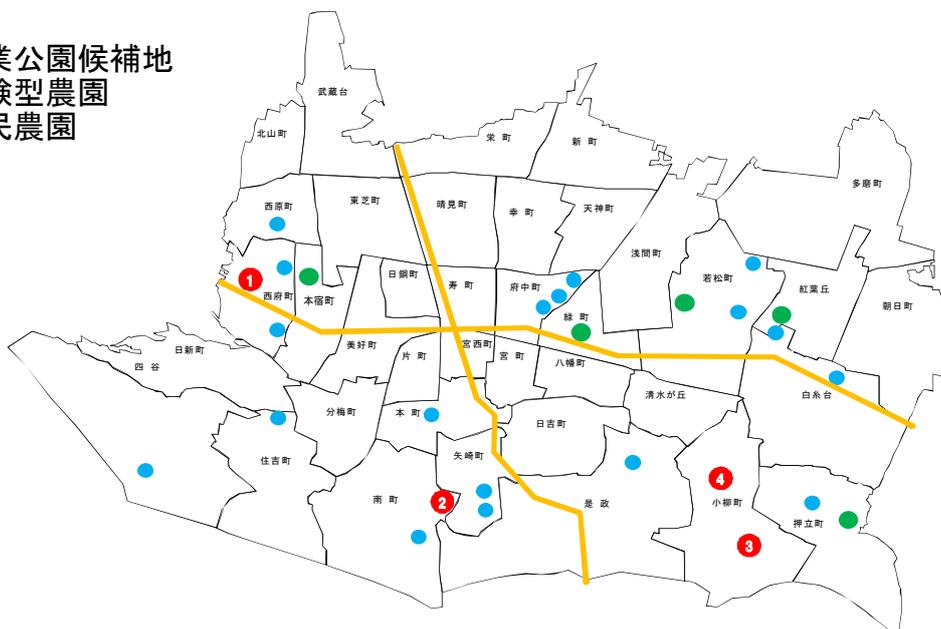
○市内を府中街道と甲州街道を境に4エリアを分け、各エリアに小規模～中規模の農業公園を配置する「分散型」にて整備を進めたい。候補地は次のとおり。

- ①西府町4-7-3ほか 約2,050㎡
西府町4-9-1ほか 約1,411㎡
- ②南町6-3-1 約1,987㎡
- ③小柳町6-20-6 約860㎡
- ④小柳町2-43-6, 7 約691㎡

○小柳町の③と④候補地は合わせて1つの農業公園として位置付けたい。

○北東部のエリアには農業公園の候補地がないが、農業者の指導のもと通年で農業体験をすることのできる体験型農園（市補助事業）が3か所あり、農業公園の機能を十分果たしているといえることから、北東部エリア以外の3エリアにそれぞれ1か所の農業公園を整備することとしたい。（その上で、北東部エリアへの設置について今後の課題としての余地を残すか否か要検討。）

- 農業公園候補地
- 体験型農園
- 市民農園



2 特色ある農業公園づくり

「分散型」で農業公園を設置するにあたり（設置する場合には）、本計画に定める基本理念を前提に、それぞれの地域の特性や候補地の条件に応じた特色ある施設づくりを目指すこととし、各農業公園には農地・農業の持つ多面的機能（産業、環境、景観、防災、コミュニティ、食育、健康など）の発揮など核となるテーマを次のとおり設定します。

論点③ 各農業公園のテーマの設定

<西府町の農業公園>

核となるテーマ： _____

[テーマに沿った機能や運用のアイデア]

<南町の農業公園>

核となるテーマ： _____

[テーマに沿った機能や運用のアイデア]

<小柳町の農業公園>

核となるテーマ： _____

[テーマに沿った機能や運用のアイデア]

【農業公園のテーマ等の例】

○農地の防災機能をテーマとした農業公園

（防災兼用井戸の設置、避難場所や救援物資の保管場所にもなるビニールハウスの設置、避難訓練での活用 など）

○環境・景観をテーマとした農業公園

（水路や景観植物を活かした景観形成 など）

○食育・教育をテーマとした農業公園

（学校給食への野菜や米の出荷、子どもたちの農業体験 など）

○伝統・文化の継承をテーマとした農業公園

（伝統・文化に関する展示スペースの設置、府中御用瓜の栽培 など）

第7 農業公園の整備・開設に向けて

1 開設までのスケジュール

3か所の農業公園のうち面積規模の最も大きい西府農業公園を農業公園全体の核となる施設と位置付け、最初に整備を行います。

南農業公園・小柳農業公園については、西府農業公園開設後に一定期間その運営上の課題等の検証期間を設け、その後、順次整備に着手します。

なお、西府農業公園の整備・開設のスケジュールを次のとおりとします。

論点④ 西府農業公園の整備・開設スケジュール

【検討材料】

- 最短のスケジュールで進めた場合、平成29年度に基本設計・実施設計、平成30年度に整備、平成31年度に開設が見込まれる。
- 西府農業公園の候補地は、現在は市民農園として利用されており、市民農園は通常2年間の利用期間として市民に貸している。また、直近の利用者の入れ替えは平成29年4月からとなる。
- 上記の最短のスケジュールで平成30年度に整備を行った場合、平成29年4月からの市民農園利用者は通常よりも短い1年間しか利用することができなくなってしまう。



【上記の事項を踏まえたスケジュール案】

案①：平成29年度：基本設計・実施設計
↓
平成30年度：整備
↓
平成31年度：開設

案②：平成29年度：基本設計
↓
平成30年度：実施設計
↓
平成31年度：整備
↓
平成32年度：開設

2 地域における意見交換会の実施

各農業公園の整備に当たっては、設計段階において地域の市民・農業者等とのワークショップ型の意見交換会を実施し、市民や農業者が意見を出し合って協働でつくりあげる農業公園を目指します。